

# J Aバンクローン債務保証委託約款

本約款は、令和5年4月1日以降に保証申込受付をし、契約締結するJ Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託書による契約およびそれに基づく債務を被担保債務とする抵当権設定契約に適用されます。

本約款を契約の内容として上記契約を締結した場合、本約款の個別の条項についても合意したものとみなされます。

また、本約款は、民法（明治29年法律第89号）（以下「民法」という。）第548条の4の規定により変更することがあります。民法第548条の4の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を広島県農業信用基金協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載する方法その他の適切な方法により周知することとします。

## （債務保証の委託）

第1条 借主兼保証委託者（以下「保証委託者」という。保証委託者が2名以上の場合には本約款に基づいて負担するすべての債務を連帶債務とし、特に断りのない限り「保証委託者」とは借主兼保証委託者全員を指します。）が協会に保証を委託する債務は、保証委託者がJ Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託書に基づいて同書記載の農業協同組合（以下「組合」という。）から借用する元金およびその利息（以下「原債務」という。）の合計額とします。

## （反社会的勢力の排除）

第1条の2 保証委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 保証委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて協会の信用を毀損し、または協会の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 保証委託者および保証人は、第6条第1項第8号の規定の適用により、保証委託者または保証人に損害が生じた場合にも、協会になんらの請求をしません。また、協会に損害が生じたときは、保証委託者または保証人がその責任を負います。

## （保証債務の履行期等）

第2条 保証委託者は、協会の保証債務の範囲および履行期等は、いっさい適用時における協会の業務方法書、ならびに組合と協会との間の債務保証基本契約書および業務委託に関する契約書の定めるところによることを承諾します。

## （代位弁済の通知）

第3条 保証委託者が原債務の全部または一部の履行をしなかつたため、組合から協会に保証債務の履行を求められたときは、保証委託者および原債務の保証人（原債務の担保提供者を含む。）に対する通知・催告なくして協会の弁済がなされても差し支えありません。

2 協会の前項の弁済によって組合に代位する権利の行使に関しては、保証委託者が組合との間に締結した契約のほか、なお本約款の各条項が適用されるものとします。

## （求償債務の履行）

第4条 保証委託者は、協会が保証債務の履行をし、協会からその旨および保証委託者の協会に対する求償債務の履行方法の通知を受けたときは、遅滞なくその履行を行うものとします。

## （求償債務の履行の請求）

第5条 保証委託者は、協会が保証委託者の一人に対して求償債務の履行の請求をした場合は、その効力が他の保証委託者にも及ぶことに同意します。

## （期限の利益の喪失）

第6条 保証委託者または保証人（担保提供者を含む。）に、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証委託者は、協会の請求により第4条による期限の利益を失い、直ちに債務の全額を協会に弁済します。

- ① 仮差押、強制執行、不動産競売、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算にはいったとき。
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- ③ 債務整理に関する裁判所の関与する手続を申し立てたとき、あるいは自ら當業の廃止を表明したとき、その他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑤ 協会に対する債務の一部でも期限に弁済しなかったとき。
- ⑥ 行方不明となり、協会から保証委託者にあてた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- ⑦ 協会とのいっさいの取引約定の一つにでも違反したとき。
- ⑧ 保証委託者または保証人が、第1条の2第1項の暴力団員等もしくは第1条の2第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第1条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1条の2第1項の規定に基づく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、保証委託者との取引を継続することが不適切なとき。
- ⑨ 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2 前項の場合において、保証委託者が住所変更の届出を怠ることおよび協会からの請求を受領しないことその他の保証委託者の責に帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

## （求償権の事前行使）

第7条 保証委託者または保証人（担保提供者を含む。）に、前条第1項各号の事由が一つでも生じたため、協会の求償権の保全に支障が生じたときまたは生じるおそれのあるときは、協会が代位弁済前に求償権を使用しても差し支えありません。

2 協会が前項により求償権を使用する場合には、保証委託者は協会に対し民法第461条またはその準用に基づく抗弁権を主張しません。原債務または求償債務について担保がある場合も同様とします。

3 保証委託者および保証人（担保提供者を含む。）は、保証委託者が原債務の全部または一部の履行を遅延したときは、その遅延状況等を協会より通知されることに同意します。

4 保証委託者および保証人（担保提供者を含む。）は、協会が前項に定める通知をするために必要とする情報を組合に要求し、または提供を受けることに同意します。

## （保証料）

第8条 保証委託者は協会に対し、別表に基づき、保証料の支払い方法に応じ計算した保証料を指定された期日に支払います。

2 住宅資金においては、前項に定める保証料のほか、一律保証料として35,000円を保証契約成立時に支払います。

## （求償権の利息および遅延損害金）

第9条 保証委託者は、第4条により通知を受けた弁済期日に、協会に対する弁済金、および代位弁済日から通知を受けた弁済期日までの日数に応じ年9.0パーセントの割合による利息を協会に支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします（以下次項においても同じ。）。

2 保証委託者は、前項の弁済金および利息その他の協会に対する債務（J Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託書の借入要項に定める保証料遅延損害金を除く。）を弁済期日までに履行しなかった場合は、当該債務の弁済すべき金額に対し弁済期日の翌日から弁済の日までの日数に応じ年9.0パーセントの割合による遅延損害金を支払います。

## （求償債務等の弁済の充当順序）

第10条 保証委託者または保証人は、協会に対し債務の弁済を行った金額が保証委託者の協会に対するこの約定および他の債務保証委託書の約定に基づく求償債務その他の債務の全部を消滅させるに足りないときは、当該弁済金額について、協会が適当と認める順序、方法により充当できます。

## （停止条件付抵当権設定契約）

第11条 保証委託者および保証人は、次のいずれか一つにでも該当し、かつ、協会の申出があった場合には、融資対象物件ならびにその底地に協会を抵当権者とする抵当権を設定・登記することを確約します。

- ① 保証委託者および保証人が組合に対して負担する債務に延

- 滞が発生した場合
- ② 保証委託者および保証人が税金等を滞納した場合
  - ③ 協会が保証委託者および保証人について融資後定期的に行う途上審査（融資申込時の審査と同等の審査）において協会が保証の対象とした融資要項条件に該当しない項目が一つでも発生した場合
  - ④ その他協会が返済に懸念があると判断した場合
- 2 保証委託者および保証人は、協会から前項に基づく抵当権設定の申出がされた場合は、速やかにその手続きを行うものとし、その費用は保証委託者負担とします。
- (担保)
- 第 12 条 担保価値の減少、保証委託者または保証人の信用不安その他協会の保証委託者に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認められる場合において、協会が相当の期間を定めて請求したときは、保証委託者および保証人は、協会が将来取得する求償権保全のため、協会が承認する担保を差し入れもしくは増加し、または保証人を立てもしくはこれを増員します。
- 2 保証委託者および保証人（担保提供者を含む。）は、担保物件および協会との間で合意した資産については、あらかじめ協会の承認を得ずに、これを他に譲渡し、賃貸し、担保に供しましたその予約をすることとの他協会に損害を及ぼすおそれのあるいっさいの行為をしません。
- 3 保証委託者および保証人（担保提供者を含む。）は、担保物件および前項の合意された資産については、損害保険（共済を含む。）契約を締結するものとし、当該契約に基づく保険金等の請求権を協会に質入れします。
- 4 原債務が根抵当権で担保されている場合、協会が求償権保全のため必要と認め組合からその根抵当権の譲渡または一部譲渡を受けようとするときは、根抵当権設定者は協会の指示に従い遅滞なくその手続をします。また、根抵当権設定者は、この根抵当権の元本が確定したときはその登記申請に協力します。
- (求償保証人)
- 第 13 条 保証人は、保証委託者がこの約定に基づき協会に対して負担する求償債務その他のいっさいの債務についてこの約定を承認のうえ、保証委託者と連帶して債務履行の責を負います。
- 2 保証人（担保提供者を含む。）は、弁済等により協会から代位によって取得した権利を、保証委託者と協会との取引継続中は、協会の同意がなければ行使いたしません。
- 3 保証委託者および保証人は、協会が保証人の一人に対して求償債務の履行の請求をした場合は、その効力は保証委託者および他の保証人にも及ぶことに同意します。
- 4 保証委託者は、保証人が協会に対して、民法第 458 条の 2 に定める主たる債務の履行状況に関する情報の提供を請求したときは、協会が保証人に対して当該情報を提供することに同意します。
- (原債務の保証人等)
- 第 14 条 原債務の保証人または原債務の担保提供者と協会との間における求償および代位の関係は、次のとおりとします。
- ① 協会が保証債務を履行したときは、原債務の保証人は、協会に対して協会の取得した求償権の全額を弁済します。
  - ② 協会が保証債務を履行したときは、原債務の担保提供者が組合に提供した担保の全部について、協会が組合に代位し、協会が取得した求償権の範囲内で、組合の有していたいっさいの権利を行うことができるものとします。
  - ③ 原債務の保証人が組合に対する自己の保証債務を弁済したとき、または原債務の担保提供者が組合に提供した担保の実行がなされたとき、もしくは原債務の担保提供者が代位弁済したときは、原債務の保証人または原債務の担保提供者は協会に対して何らの求償をしません。
- (調査および報告)
- 第 15 条 保証委託者は、貸借対照表、損益計算書等の保証委託者の財産状況を示す書類の写しを定期的に協会に提出するものとします。
- 2 保証委託者は、協会による保証委託者および保証人の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、もしくは報告をなし、または便益を提供するものとします。
- 3 保証委託者は、前項の資産、事業の状況等に著しい変動が生じ、または生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。
- 4 保証委託者または保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面または電磁的記録により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。
- 5 保証委託者または保証人は、前項の届出を怠ることおよび協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知または送付書類等が延着し、もしくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- 6 保証委託者または保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁
- 判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面または電磁的記録により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。
- 7 保証委託者または保証人の財産の調査について、協会が必要とするときは、協会を保証委託者または保証人の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。
- 8 保証委託者または保証人の住所の調査について、協会が必要とするときは、協会を保証委託者または保証人の代理人として市町村の住民票または戸籍の附票を閲覧することを委任します。
- (公正証書の作成)
- 第 16 条 保証委託者および保証人は、協会の請求があったときは、直ちにこの約定に基づく債務を承認し強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成についての手続に協力します。
- (準拠法および管轄裁判所)
- 第 17 条 保証委託者および保証人（担保提供者を含む。）は、この約定およびこの約定に基づく諸取引の準拠法を日本の法律とし、この約定にかかるいっさいの訴訟については、協会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- (費用の負担)
- 第 18 条 保証委託者または保証人は、この証書の作成、担保権の設定または移転等の登記、代位弁済の付記登記、公正証書の作成その他この約定に関するいっさいの費用を負担します。
- (保証条件の履行)
- 第 19 条 保証委託者は、協会の要求した保証条件を協会の定めた期限までに履行し、その結果を遅滞なく協会に報告します。
- 2 保証委託者は、協会が保証委託者の経営について改善を必要とする場合には、その内容および方法等協会の指示に従い、遅滞なく手続きします。

別表（第8条関係）

保証料の支払方法	保証料の計算および支払時期
一括前払	<p>① 保証料は、償還期間（借入日から初回元利金償還日まで（1月を超える場合は端数日数と端数月数に区分します。）または元利金償還周期を指します。据置期間中は、元利金償還を利息償還に読み替えます。）ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{貸出残高} \times \text{月数（日数）} \times \text{借入要項記載の保証料率} \times \text{期間割引係数}$ $12 (365)$ <p>※端数日数を計算するときのみ日割計算とし、それ以外は月割計算とします。</p> <p>② 上記期間割引係数は、次の算式で算出します。</p> <p>a. 端数月数がある場合</p> $\frac{1}{(1 + \text{期間割引率})^{\text{保証料償還回次} - 1 + \text{端数月数} : \text{元金償還周期}}}$ <p>b. 端数月数がない場合</p> $\frac{1}{(1 + \text{期間割引率})^{\text{元金償還回次}}}$ <p>③ 上記期間割引率は、次の算式で算出します。</p> $\text{割引率} \times \text{元金償還周期の日数} = \frac{\text{期間割引係数}}{12}$ <p>④ 特定月増額返済の場合は、増額返済分の計算は、通常返済とは区分して行います。ただし、据置期間がある場合の据置期間中の保証料は、通常返済と合算して計算します。</p> <p>⑤ 上記計算式により期間毎に算出された最終期限までの累計額を保証契約成立時に支払います。</p>
分割後払	<p>① 保証料は、保証料支払周期（債務保証承諾通知書に記載している保証料徴求周期をいう。周期の応当日（保証料支払日）は、借入元利金の償還応当日とします。）ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{貸出残高} \times \text{月数（日数）} \times \text{借入要項記載の保証料率}$ $12 (365)$ <p>※ 日数とは、実行日または前回保証料支払日の翌日から今回保証料支払日までの日数を指します。</p> <p>利息内払の場合、端数日数を計算するときのみ日割計算とし、それ以外は月割計算とします。</p> <p>② 特定月増額返済の場合は、増額返済分の計算は、通常返済とは区分して行います。ただし、据置期間がある場合の据置期間中の保証料は、通常返済と合算して計算します。</p> <p>③ 保証料計算期間終了の日に当該保証料を支払います。</p>

以上

(令和6年4月1日現在)